

令和5年度 滋賀県ひとり親家庭等生活実態調査

1 調査の概要

1 調査目的

本県における母子家庭、父子家庭およびひとり暮らし寡婦の生活の実態を把握し、本結果を「淡海子ども・若者プラン」における「母子家庭、父子家庭及び寡婦自立促進計画」（母子父子寡婦福祉法 第12条）の改定に反映するとともに、施策のより一層の充実を図る。

2 調査対象世帯（者）

- 母子家庭：父のいない児童が、その母によって養育されている世帯およびその母。
- 父子家庭：母のいない児童が、その父によって養育されている世帯およびその父。
- ひとり暮らし寡婦：40歳以上65歳未満の配偶者のいない女子で、現にひとり暮らしの者。未婚でかつ子のいない者は除く。

3 調査時期と調査方法

- 調査基準日 令和5年8月1日現在
- 調査期間 令和5年8月24日～9月21日
- 世帯（人）数の把握
県は、市町の協力を得て令和5年4月1日現在の全てのひとり親家庭等の世帯（人）数を把握。
- 調査方法
 - 県は、上記（3）の結果に基づき、層化一段抽出法により、市町ごとの調査対象世帯（人）数を調査対象世帯ごとに決定し市町に通知。
 - 市町は、県に示された調査対象世帯（人）数の調査対象世帯（人）を無作為に抽出し名簿を県に送付。
 - 県は、市町から提供された名簿をもとに調査票を当該世帯に郵送。
 - 県は、当該世帯へ郵送された調査票を、郵送により回収。

4 結果の表示の仕方

- 集計結果は、全て小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%とならないことがある。
- 複数の回答を依頼した質問では、比率の合計が100%とならないことがある。
- 回答比率（%）は、無回答を含めたその質問の回答者数を基数（N = Number of case、集計対象となるサンプル数）として算出している。
- 前回調査（平成30年9月実施）と比較している項目がある。

区分	対象世帯数	調査票配布数	有効回答件数	有効回答率
母子家庭	11,822	3,141	1,194	38.0%
父子家庭	912	558	204	36.6%
ひとり暮らし寡婦	292	291	169	58.1%
合計	13,026	3,990	1567	39.3%

令和6年1月
滋賀県

発行 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局
滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3554 FAX 077-528-4854

2 結果の概要

		母子家庭		父子家庭		ひとり暮らし寡婦	
			前回調査		前回調査		前回調査
世帯数		11,822世帯	13,387世帯	912世帯	1,173世帯	292世帯	248世帯
ひとり親家庭になった事情	離婚	83.3%	77.5%	76.0%	75.6%	76.4%	61.1%
	死別	7.0%	6.8%	22.5%	20.1%	22.5%	29.3%
	未婚	8.6%	7.4%	0.0%	0.4%	-	-
就業状況		93.6%	95.2%	94.6%	96.6%	84.0%	93.2%
	正規の職員・従業員	47.8%	41.3%	69.6%	67.5%	14.8%	17.3%
	パート・アルバイト等	31.8%	29.8%	2.5%	3.0%	55.6%	37.6%
	自営業	3.8%	2.7%	15.7%	11.5%	4.7%	3.8%
年間就労収入	最多収入帯	(200万円～300万円未満)		(400万円～500万円未満)		(100万円～200万円未満)	
		27.8%	24.8%	21.6%	15.0%	32.5%	33.8%
年間総収入	最多収入帯	(200万円～300万円未満)		(300万円～400万円未満)		(100万円～200万円未満)	
		30.7%	26.2%	20.1%	16.7%	36.1%	28.6%
年間世帯総収入	最多収入帯	(200万円～300万円未満)		(500万円～600万円未満)		-	
		26.4%	11.4%	18.1%	6.4%	-	-
養育費	取り決め率	61.6%	59.0%	45.8%	26.5%	-	-
	受給率	40.8%	34.5%	14.8%	9.6%	-	-

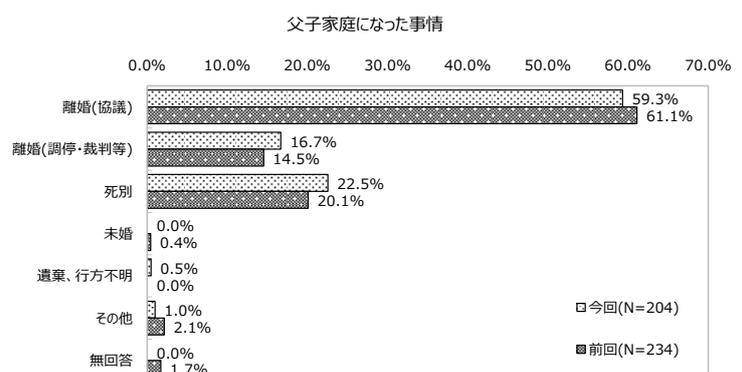
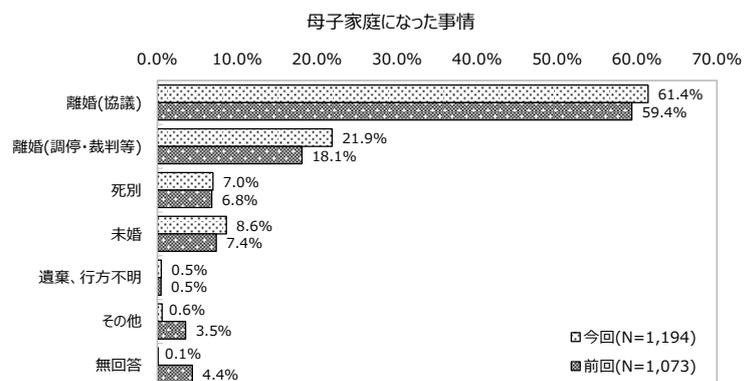
1 ひとり親家庭等になった事情

◆母子家庭、父子家庭ともに約8割は離婚が理由。

○ 母子家庭になった事情は、「離婚（協議）」が61.4%、「離婚（調停・裁判等）」が21.9%と2つの合計で離婚が83.3%と最も多く、次いで「未婚」が8.6%、「死別」が7.0%となっている。前回と比較すると「離婚」が5.8ポイント上昇し、「未婚」が1.2ポイント上昇している。

○ 父子家庭になった事情は、「離婚（協議）」が59.3%、「離婚（調停・裁判等）」が16.7%と2つの合計で離婚が76.0%と最も多く、次いで「死別」が22.5%となっている。前回と比較すると「死別」が2.4ポイント上昇している。

○ ひとり暮らし寡婦が元夫等と離別した事情は、「離婚（協議）」が60.4%、「離婚（調停・裁判等）」が16.0%と2つの合計で離婚が76.4%と最も多く、次いで「死別」が22.5%となっている。



2 調査時点におけるひとり親家庭の親と末子の年齢

◆親の年齢および末子の年齢は、父子家庭の方が高い。

- 調査時点における母子家庭の母の年齢別階級は「45歳～49歳」が25.2%と最も多く、次いで「40歳～44歳」が24.3%となっている。
- 調査時点における父子家庭の父の年齢別階級は「50歳～59歳」が28.9%と最も多く、次いで「45歳～49歳」が23.0%となっている。
- 調査時点におけるひとり暮らし寡婦の年齢別階級は「60歳以上」が50.9%と最も多く、次いで「50歳～59歳」が43.8%となっている。
- 調査時点における末子の平均年齢は母子家庭で11.2歳となっている。父子家庭では11.9歳となっている。

3 世帯人員の状況

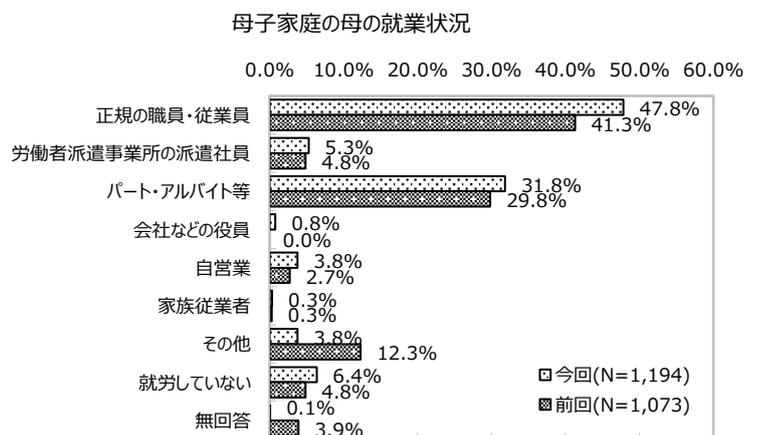
◆子ども以外の同居者がいる割合は父子家庭の方が高い。

- 母子家庭の平均家庭人員は3.2人となっている。また、子ども以外の同居者がいる母子家庭は35.9%となっており、「父母」と同居が78.8%と最も多くなっている。
- 父子家庭の平均家庭人員は3.6人となっている。また、子ども以外の同居者がいる父子家庭は44.1%となっており、「父母」と同居が82.2%と最も多くなっている。

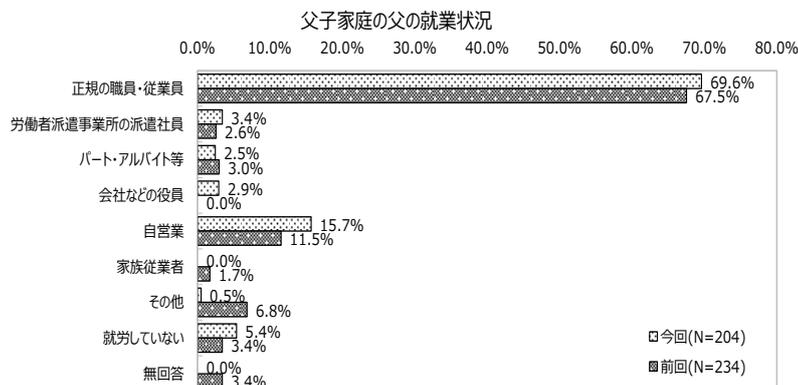
4 就業状況

◆母子家庭、父子家庭ともに正規の職員・従業員の割合が増加。

- 母子家庭の母の就業状況をみると、93.6%が就業している。現在の就業状況は「正規の職員・従業員」が47.8%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等」が31.8%となっている。



- 父子家庭の父の就業状況をみると、94.6%が就業している。現在の就業状況は「正規の職員・従業員」が69.6%と最も多く、次いで「自営業」が15.7%となっている。

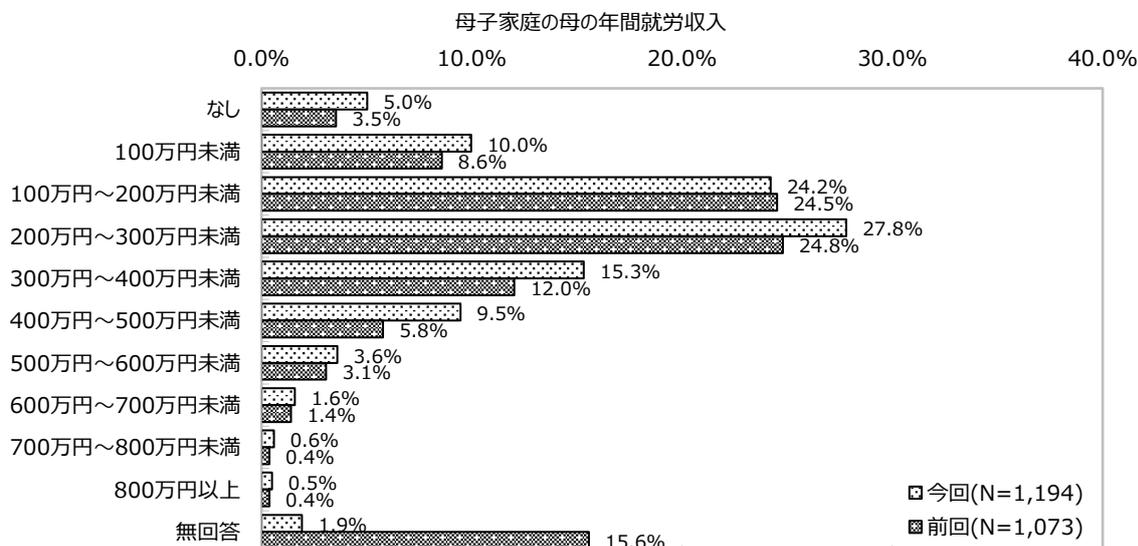


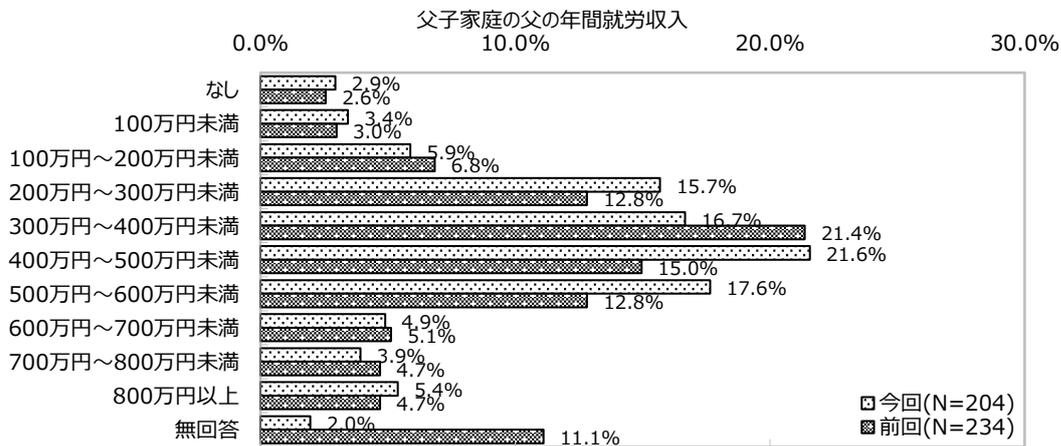
- ひとり暮らし寡婦の就業状況をみると、84%が就業している。現在の就業状況は「パート・アルバイト等」が55.6%と最も多く、次いで「就労していない」が16.0%となっている。

5 世帯年収などの状況

◆母子家庭、父子家庭ともに年間就労収入は増加傾向。

- 年間就労収入（給与・ボーナス等の合計で税控除前の額。副業している者は、副業分の就労収入も含む）は、母子家庭の母では「200万円～300万円未満」、父子家庭の父では「400万円～500万円未満」、ひとり暮らし寡婦では「100万円～200万円未満」が最も多くなっている。
- 年間総収入（給与・ボーナスの他、児童手当、児童扶養手当、年金、養育費、仕送り、生活保護費等を含む）は、母子家庭の母では「200万円～300万円未満」、父子家庭の父では「300万円～400万円未満」、ひとり暮らし寡婦では「100万円～200万円未満」が最も多くなっている。
- 年間の世帯総収入（世帯全員の収入の合計であり、親の年金や子どものアルバイト収入等も含む）は、母子家庭の母では「200万円～300万円未満」、父子家庭の父では「500万円～600万円未満」が最も多くなっている。



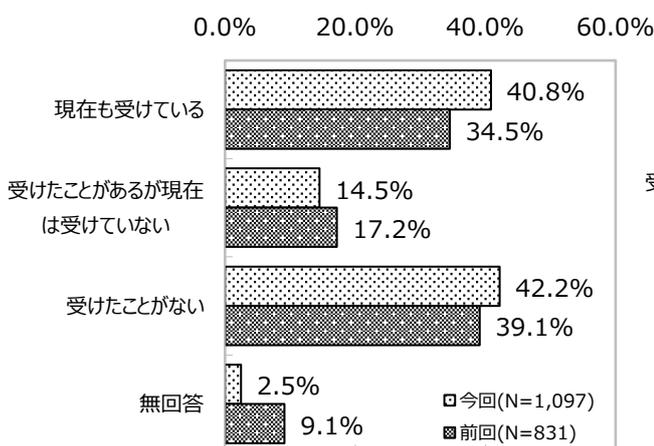


6 養育費の状況

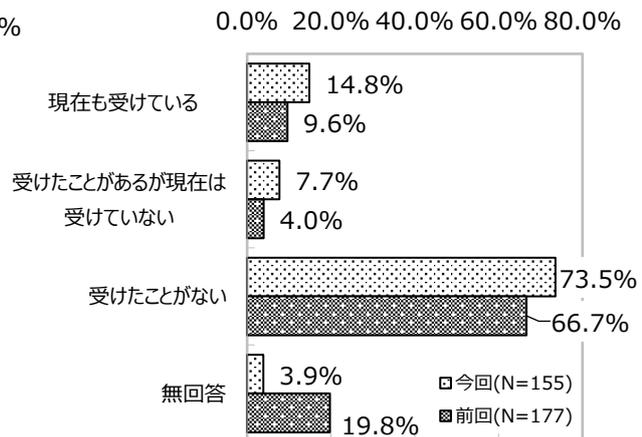
◆母子家庭の40.8%、父子家庭の14.8%が現在養育費を受給。

- 養育費の取り決め状況は、母子家庭の母では「取り決めをしている（文書あり）」が49.2%、「取り決めをしている（文書なし）」が12.4%と合計61.6%で、前回調査より2.6ポイント上昇している。
- 父子家庭の父では「取り決めをしている（文書あり）」が32.9%、「取り決めをしている（文書なし）」が12.9%と合計45.8%で、前回調査より19.3ポイント上昇している。
- 母子家庭の母の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が40.8%となっている。一方、父子家庭の父の養育費の受給状況は、「現在も受けている」が14.8%となっている。
- 養育費を「現在も受けている」または「受けたことがあるが現在は受けていない」と回答した母子家庭では、子どもひとり当たりの養育費の平均月額額は32,384円、父子家庭では12,281円となっている。
- 取り決めをしなかった理由としては、「相手と関わりたくないから」が母子家庭、父子家庭ともに最も多い。

母子家庭の母の養育費の受給状況



父子家庭の父の養育費の受給状況



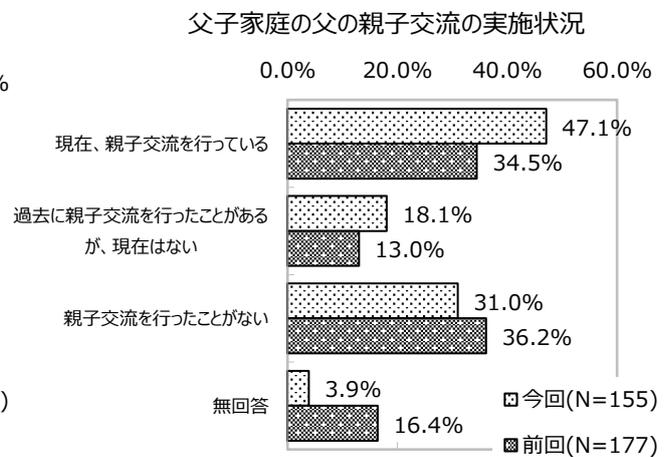
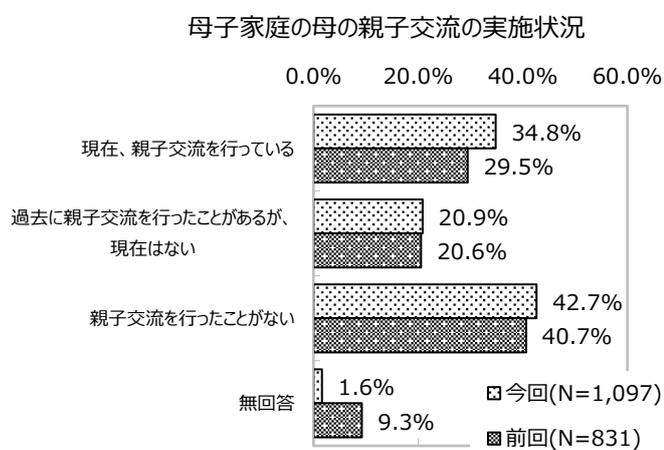
7 親子交流（面会交流）の状況

◆母子家庭の34.8%、父子家庭の47.1%が親子交流（面会交流）を実施。

○ 親子交流（面会交流）の取り決め状況は、母子家庭の母では「取り決めをしている（文書あり）」が21.4%、「取り決めをしている（文書なし）」が8.6%と合計30.0%となっている。

○ 父子家庭の父では「取り決めをしている（文書あり）」が13.5%、「取り決めをしている（文書なし）」が14.2%と合計27.7%となっている。

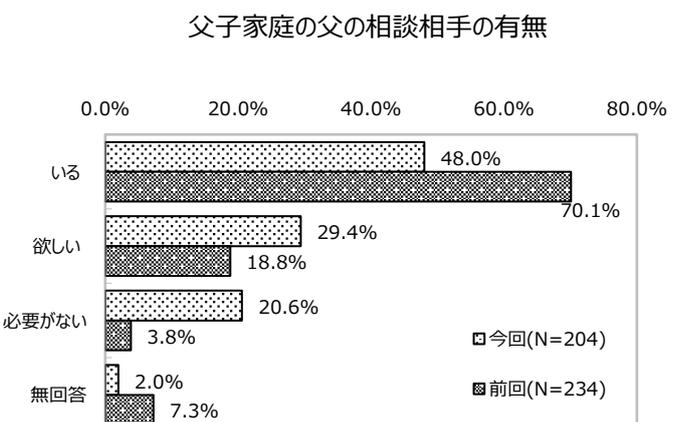
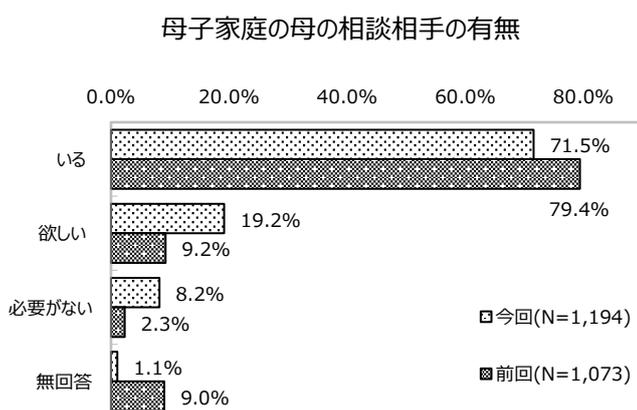
○ 母子家庭の母の親子交流（面会交流）の実施状況は、「現在、親子交流を行っている」が、34.8%となっている。一方、父子家庭の父の実施状況は「現在、親子交流を行っている」が47.1%となっている。



8 相談相手の有無

◆母子家庭、父子家庭ともに相談相手が「いる」と回答した割合が低下し、「欲しい」と回答した割合が増加。

○ 相談相手が「いる」と回答した割合は、母子家庭では71.5%、父子家庭では48.0%だった。相談相手が「欲しい」とする割合は、母子家庭では19.2%、父子家庭では29.4%だった。



9 公的制度などの利用状況

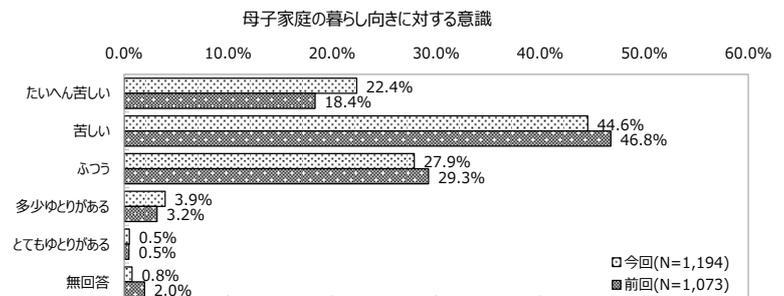
- ◆母子家庭、父子家庭ともに「医療費助成（福祉医療制度（マル福））」の利用割合が9割超。
- ◆母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦の全てで「市町福祉関係窓口」の利用経験が最多。

- ひとり親家庭に対する公的制度の利用状況については、「医療費助成（福祉医療制度（マル福））」で母子家庭の母で97.1%、父子家庭の父で92.6%と最も高くなっている。
- 相談窓口の利用状況については、母子家庭、父子家庭、ひとり暮らし寡婦の全てで「市町福祉関係窓口」の利用経験が最も多い。

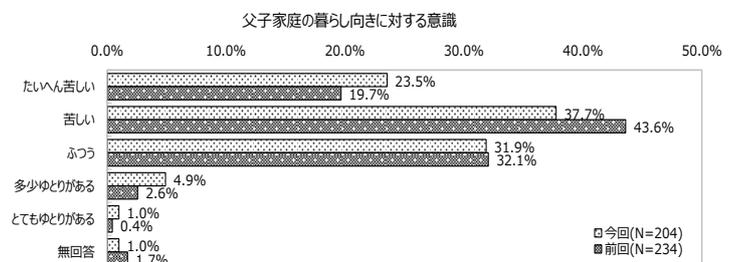
10 暮らし向きに対する意識

- ◆母子家庭、父子家庭ともに前回調査と比較して、「たいへん苦しい」の割合が増加。

- 母子家庭の暮らし向きに対する意識について、「苦しい」が44.6%と最も多くなっている。「たいへん苦しい」は前回調査と比較すると、4.0ポイント上昇している。



- 父子家庭の暮らし向きに対する意識について、「苦しい」が37.7%と最も多くなっている。「たいへん苦しい」は前回調査と比較すると、3.8ポイント上昇している。



11 中学校・高等学校卒業後の進路

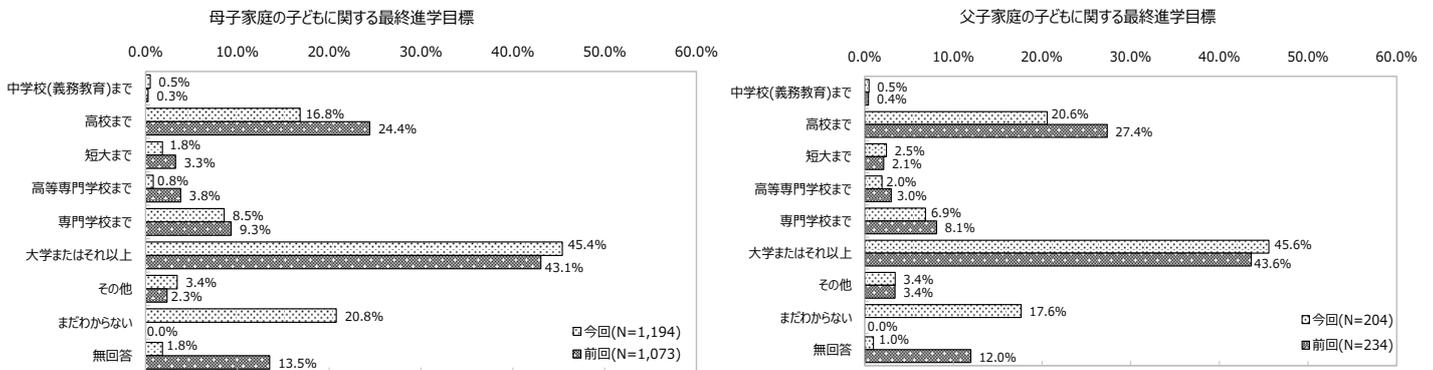
- ◆母子家庭、父子家庭ともに高等学校卒業後の進路は、「大学」が最多。

- 子どもの中学校卒業後の進路は、母子家庭、父子家庭ともに「高校」が最も多く、それぞれ97.3%、94.4%となっている。
- 子どもの高等学校卒業後の進路は、母子家庭では「大学」が44.9%であり、大学等（大学、短大または専門学校）への進学率は72.0%となっている。父子家庭では、「大学」が36.4%であり、大学等進学率は63.6%となっている。ひとり親家庭全体の大学等進学率は、70.5%となっている。

12 子どもの最終進学目標

◆母子家庭、父子家庭ともに子どもの最終進学目標は「大学またはそれ以上」が最多。

○ 子どもの最終進学目標を「大学またはそれ以上」とする母子家庭の母は 45.4%、父子家庭の父は 45.6%となっている。また、「高校まで」は、前回調査より母子家庭では7.6ポイント、父子家庭では6.8ポイント低下している。



13 ひとり親家庭等のために必要と感じている施策

◆母子家庭、父子家庭ともに「経済的支援の充実」が最多。

○ ひとり親家庭等のために必要と感じている施策について、「経済的支援の充実」が母子家庭では 73.7%、父子家庭では 66.2%と最も多く、次いで「子どもの学習・教育支援」が母子家庭では 42.3%、父子家庭では、40.2%となっている。

ひとり親家庭等のために必要と感じている施策

